

巻頭言（2013年12月号）

理事長 新谷友良

台風 26 号で思うこと

台風 26 号で 10 月 16 日に伊豆大島で発生した土砂災害は、死者・行方不明者約 40 名、家屋の被害 300 戸以上といわれています。元町地区は行ったことがありませんが、行ったことのある島北部と同様であれば、火山灰地で山からの土石流が発生しやすい地形のような気がします。

今回の災害では、大島町が避難指示・避難勧告を出さなかったことが議論を呼んでいます。避難指示や避難勧告は、災害時や災害発生の可能性がある場合、住民に安全な場所への避難や屋内待避を求める措置で、自治体の首長が発令することになっています。「激しい風雨で深夜の 1 時や 2 時に勧告すれば被害を増やす恐れがあった。16 日午前 3 時半ごろに、防災無線で沢が氾濫し始めているので注意を呼びかけるのにとどめた」というのが大島町の説明です。

一方、豪雨などで重大な災害が起こる恐れが高まった場合に、気象庁が発表する「特別警報」の運用が 8 月 30 日から始まっています。気象庁は従来の警報の基準を大きく超える現象を予想され、「数十年に 1 度の災害」が予想された際、「ただちに命を守る行動をとってください」と危険が差し迫っていることを住民や自治体に伝えることとなっていますが、今回の災害で気象庁が「特別警報」を発令していたら、大島町も別の対応をしたのでは？という議論がされています。警報や注意報は市町村単位に発令されていますが、特別警報は現在都道府県単位に発令されることになっています。それで、今回の台風 26 号は 10 年に 1 度の規模の台風でありながら、東京都単位では「数十年に 1 度の災害」とは予想されず、大島町のような危険な地域への対応が漏れてしまうことが課題と指摘されています。

地震と異なり、風水害・土砂災害などは発生までに段階があります。その分、災害情報の出し方に工夫が求められ、また私たちにも災害情報への対応力（リテラシー）を求められる面があります。大雨特別警報や大雨警報が出て、住んでいる自治体から避難指示・避難勧告が出ている場合、また出していない場合にどのように行動すべきか？ 日頃は見たこともない居住区市の（私の区では地震と洪水の）ハザードマップを引っ張り出して、避難経路や避難場所ぐらいいは頭に入れておく日頃の学習が必要と思いま

す。